

岡崎市認定こども園園舎建替等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園の設置により、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、学校法人又は社会福祉法人が行う認定こども園整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、岡崎市認定こども園園舎建替等事業費補助金（以下「市費補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校法人

私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により、認可を受けた幼稚園を設置運営する法人をいう。

(2) 社会福祉法人

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により、認可を受けた保育所を設置運営する法人をいう。

(3) 市費補助事業

市費補助金の交付の対象となる事業をいう。

(4) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）に規定する、認定こども園をいう。

(5) 認定こども園整備事業

令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（以下「国交付要綱」という。）に規定する施設整備のうち、施設の種類が認定こども園であるものをいう。

(市費補助金の対象及び補助額)

第3条 市費補助金の対象は、認定こども園整備事業に要する費用であって、国交付要綱に規定されるものとする。

2 補助額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- (1) 教育及び保育実施部分の整備ごとに、別紙補助単価表により、項目別に算出した補助基準額の合計により得た額（整備を行う実施部分が大規模修繕等に該当する場合を除く。）。なお、補助単価表の適用区分については、次のとおりとする。

ア 国交付要綱の8の(2)の①に該当する保育所部分の整備

別紙 1－1

イ 国交付要綱の 8 の(2)の②のア、イに該当する保育所部分の整備及び国交付要綱の 8 の(2)の①のア、②のア、ウに該当する教育部分の整備

別紙 1－2

ウ 国交付要綱の 8 の(2)の②のウに該当する保育所部分の整備及び国交付要綱の 8 の(2)の①のイ、②のイに該当する教育部分の整備

別紙 1－3

- (2) 教育及び保育実施部分の整備ごとに、補助の対象となる経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に 4 分の 3 を乗じて得た額。

ただし、大規模修繕等に該当する場合は、3 者以上の見積書を取得（うち、1 者は市等の公的機関の見積書であること。公的機関の見積書の取得が困難な場合は、取得した見積書のうちの 1 者を公的機関の見積もりとみなすことができる。その場合は、公的機関の見積書が取得できない理由と公的機関の見積書とみなす理由を記載した理由書（任意様式）を添付すること。）し、そのうち最も低い額の見積書を基として、補助の対象となる経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に 4 分の 3 を乗じて得た額。

- (3) 教育及び保育実施部分の整備ごとに第 1 号により算出した額と第 2 号により算出した額を比較し、それぞれ少ない方の額（整備を行う実施部分が大規模修繕等に該当する場合、第 2 号により算出した額）に事業年度の進捗率を乗じて得た額の合計を補助額とする。

- 3 前項の規定により、教育及び保育実施部分の整備ごとに算出した補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付の対象除外）

第 4 条 次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備として適当と認められない費用

（交付の条件）

第 5 条 次に掲げる事項を、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合であって、事業に要する経費の配分の変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業の内容を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも市長が別に指示する期日までに報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、市が別に定める基準において、次に基づいて実施すること。

ア 学校法人が整備する場合

「認定こども園施設整備に係る契約事務の基準」

イ 社会福祉法人が整備する場合

「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 補助事業により整備しようとする施設は、耐震性に充分配慮されたものでなければならない。

- (11) 補助事業者が、財産の処分による収入があった場合のほか、本要綱により付されている条件に違反した場合、その他、第12条に該当する場合等は、この補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第1号による市費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、市費補助事業の内容を変更しようとするとき又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による市費補助金変更等承認申請書に次のうち必要な書類を添え、市長が定める時期までに提出し、承認を受けなければならない。また、この場合に市長は必要に応じて交付決定内容を変更し、又は条件を付することがある。

- (1) 変更収支予算書
- (2) 変更申請額算出内訳書
- (3) 変更事業計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助事業者は、市費補助事業が完了（廃止等の承認を受けた場合を含む。）したときは、その市費補助事業完了後30日以内又は翌年度の4月3日のいずれか早い期日までに、様式第3号による市費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 精算額算出内訳書
- (3) 事業実績報告書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

- 2 前項において実績報告書の提出が4月1日以降となる場合は、実績報告に先立ち3月31日までに、別に市が指定する事業完了報告書類を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、様式第4号による概算払承認申請書に次に掲げる書類を添えて、その一部を概算払により交付することができる。

- (1) 請負業者から補助事業者への請求書の写し
- (2) その他、市長が必要と認める書類

- 2 補助金の概算払いによる交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、その効力を有する。

別紙1－1 補助単価表（国交付要綱の8の(2)の①に該当する保育所部分の整備）

□本体工事費

基準額区分：標準（単位：円）

内容	補助基準額
定員20人以下	96,525,000
定員21人～30人	101,250,000
定員31人～40人	117,900,000
定員41人～70人	134,100,000
定員71人～100人	174,375,000
定員101人～130人	209,700,000
定員131人～160人	242,775,000
定員161人～190人	275,737,500
定員191人～220人	306,450,000
定員221人～250人	339,525,000
定員251人以上	377,325,000
特殊付帯工事	14,636,250
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額（開設準備加算、土地借料加算を除く）の5%
土地借料加算	21,375,000
地域の余裕スペース活用促進加算	3,093,750
開設準備費加算	整備後の定員区分における補助基準額に増加定員数を乗じて加算
定員20人以下	49,500
定員21人～30人	38,250
定員31人～40人	31,500
定員41人～70人	27,000
定員71人～100人	21,375
定員101人～130人	18,000
定員131人～160人	16,875
定員161人以上	15,750

□解体撤去工事費

内容	補助基準額
定員20人以下	1,932,750
定員21人～30人	2,191,500
定員31人～40人	2,923,875
定員41人～70人	3,678,750
定員71人～100人	5,188,500
定員101人～130人	6,226,875
定員131人～160人	7,785,000
定員161人～190人	9,343,125
定員191人～220人	10,901,250
定員221人～250人	12,457,125
定員251人以上	14,016,375

□特別保育等の開設準備費加算

内 容	補助基準額
一時預かり保育事業のための保育室等を整備する場合	3,000,000

- ※ 1 認定こども園の保育所部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※ 2 本体工事について、増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- ※ 3 土地借地加算については、新たに土地を賃借して認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※ 4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※ 5 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知）に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。
- ※ 6 解体撤去及び仮施設整備工事費について、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

別紙1－2 補助単価表（国交付要綱の8の(2)の②のア、イに該当する保育所部分の整備及び
国交付要綱の8の(2)の①のア、②のア、ウに該当する教育部分の整備）

□本体工事費

基準額区分：標準（単位：円）

内容	補助基準額
定員20人以下	96,450,000
定員21人～30人	101,250,000
定員31人～40人	117,450,000
定員41人～70人	134,250,000
定員71人～100人	174,300,000
定員101人～130人	209,700,000
定員131人～160人	242,700,000
定員161人～190人	275,850,000
定員191人～220人	306,450,000
定員221人～250人	339,450,000
定員251人以上	377,400,000
特殊付帯工事	14,520,000
設計料加算	本体工事費に係る補助基準額（開設準備加算、土地借料加算を除く）の5%
土地借料加算	21,300,000
地域の余裕スペース活用促進加算	3,105,000
開設準備費加算	整備後の定員区分における補助基準額に増加定員数を乗じて加算
定員20人以下	49,500
定員21人～30人	36,000
定員31人～40人	30,000
定員41人～70人	25,500
定員71人～100人	21,000
定員101人～130人	16,500
定員131人～160人	16,500
定員161人以上	15,000

□解体撤去工事費

内容	補助基準額
定員20人以下	1,932,000
定員21人～30人	2,190,000
定員31人～40人	2,922,000
定員41人～70人	3,676,500
定員71人～100人	5,188,500
定員101人～130人	6,228,000
定員131人～160人	7,785,000
定員161人～190人	9,342,000
定員191人～220人	10,899,000
定員221人～250人	12,457,500
定員251人以上	14,014,500

□仮施設整備工事費

内容	補助基準額
定員20人以下	3,442,500
定員21人～30人	4,204,500
定員31人～40人	5,094,000
定員41人～70人	7,075,500
定員71人～100人	10,617,000
定員101人～130人	12,741,000
定員131人～160人	15,927,000
定員161人～190人	17,413,500
定員191人～220人	20,316,000
定員221人～250人	23,220,000
定員251人以上	26,122,500

□特別保育等の開設準備費加算

内容	補助基準額
一時預かり保育事業のための保育室等を整備する場合	3,000,000

- ※1 保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。保育所部分及び教育部分の両方を整備する場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、教育部分に係る額は計上しないこととする。
- ※2 本体工事について、増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- ※3 土地借地加算については、新たに土地を賃借して認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 特殊付帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知）に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。
- ※6 解体撤去及び仮施設整備工事費について、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

別紙1-3 補助単価表（国交付要綱の8の(2)の②のウに該当する保育所部分の整備及び国交付要綱の8の(2)の①のイ、②のイに該当する教育部分の整備）

□本体工事費

基準額区分:標準 (単位:円)

内容	補助基準額
定員20人以下	67,350,000
定員21人～30人	70,650,000
定員31人～40人	82,200,000
定員41人～70人	93,900,000
定員71人～100人	121,800,000
定員101人～130人	146,850,000
定員131人～160人	169,800,000
定員161人～190人	193,050,000
定員191人～220人	214,500,000
定員221人～250人	237,450,000
定員251人以上	264,000,000

□解体撤去工事費

内容	補助基準額
定員20人以下	1,350,000
定員21人～30人	1,533,000
定員31人～40人	2,046,000
定員41人～70人	2,574,000
定員71人～100人	3,630,000
定員101人～130人	4,356,000
定員131人～160人	5,448,000
定員161人～190人	6,538,500
定員191人～220人	7,630,500
定員221人～250人	8,719,500
定員251人以上	9,811,500

□仮施設整備工事費

内容	補助基準額
定員20人以下	2,410,500
定員21人～30人	2,941,500
定員31人～40人	3,567,000
定員41人～70人	4,951,500
定員71人～100人	7,434,000
定員101人～130人	8,917,500
定員131人～160人	11,148,000
定員161人～190人	12,187,500
定員191人～220人	14,221,500
定員221人～250人	16,252,500
定員251人以上	18,285,000

□特別保育等の開設準備費加算

内容	補助基準額
一時預かり保育事業のための保育室等を整備する場合	3,000,000

- ※ 1 保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※ 2 本体工事について、増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- ※ 3 解体撤去及び仮設施設整備工事費について、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）